

改正返還特措法案の概要

I 総則

(注) ☆は新規、◇は拡充事項、※は説明

(1) 目的等

- ◇ 駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別の措置を講ずることにより、駐留軍用地跡地の所有者の生活の安定及び福祉の向上を図りつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進し、もって沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。

(2) 国及び地方公共団体の責務

- ◇ 国は、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化を図る責務を有する。
 - ・ 国は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。
 - ・ 沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努める。

II 駐留軍用地が返還される際の措置

(1) 返還実施計画の策定

- ◇ 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、沖縄県知事、関係市町村の長及び所有者の意見を聴いた上で、速やかに返還実施計画を定める。
- ◇ 返還実施計画には、物件の除却に関する事項並びに土壌汚染の状況その他政令で定める事項について国が調査を行う必要があると認められる場合にあっては、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針等を定める。
- ◇ 国は、返還実施計画を定めたときは、同計画に基づき必要な措置を講ずる。

(2) 跡地利用調査のための駐留軍用地内への立入り

- ◇ 沖縄県知事又は関係市町村の長は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査等を行う必要があると認めるときは、国に対し、その実施に関してあつせんを要請することができる。
- ◇ 国は、あつせんの要請を受けた場合には、調査等の実施に関するあつせんに努める。

(3) 給付金の支給

- ◇ 国は、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の円滑な利用の促進に資するため、土地の所有者が土地を引き渡された後引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、引渡日の翌日から3年を超えない期間内で所有者の申請に基づき給付金を支給。

※支給開始日を現行法の「返還日の翌日」から「引渡日の翌日」に変更

- ・ 支給額は賃借料相当額（年間1千万円を限度）とする。

III 地方公共団体及び土地開発公社による駐留軍用地内の土地の先行取得のための措置

- ☆ 内閣総理大臣は、返還が合意された駐留軍用地であって、その跡地の利用の促進に必要な公共用地を確保するため公有地の計画的な拡大が必要と認められる駐留軍用地を「特定駐留軍用地」として指定。
- ☆ 特定駐留軍用地内の土地の所有者に土地譲渡の際の届出を義務付け。
- ☆ 土地所有者が譲渡の届出又は買取希望の申出を行った場合には、これらの者と関係地方公共団体又は土地開発公社が一定期間内に当該土地の買取りの協議を行う。
- ☆ 買い取られた土地は原則、県及び関係市町村が定めた公共事業の用に供されなければならない。
- ☆ 土地譲渡の際の届出及び一定期間の土地の譲渡制限に違反した場合の罰則（過料）を定める

(※上記買取りの協議に基づき特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の譲渡所得については、5,000万円の特別控除を適用。)

IV 総合整備計画の策定

- ◇ 国は、駐留軍用地の返還の見通しが立った場合には、沖縄県、関係市町村及び所有者に通知。
 - ・ 関係市町村の長は、通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。
 - ・ 沖縄県知事は、通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、県総合整備計画を定めることができる。

V 特定跡地・大規模跡地の指定及び国の取組方針の策定

- ◇ 内閣総理大臣は、4要件（①総合整備計画が定められていること、②計画的な開発整備が沖縄県の振興に資すると認められること、③跡地面積が政令で定める規模以上であること、④基準日（引渡日の翌日から3年を経過した日）の前日までに土地区画整理事業における認可等の公告がなされていること）に該当する駐留軍用地跡地を特定跡地に指定。
- ◇ 内閣総理大臣は、市街地としての計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地又は駐留軍用地跡地であって、沖縄県の振興の拠点となると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を大規模跡地に指定。（※なお、政令で定める大規模跡地の面積要件について、300[㊦]から200[㊦]に緩和。）
 - ・ 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、国の取組方針を定める。大規模跡地に指定された跡地の県総合整備計画には、国の取組方針との調和が求められる。

VI 特定跡地給付金及び大規模跡地給付金の支給

(1) 特定跡地給付金の支給

- ◇ 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者の負担の軽減を図るため、所有者が、土地の引渡日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、引渡日の翌日から3年を経過した日から特定跡地給付金を支給する。
- ◇ 特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、土地の利用が可能となると見込まれる時期の見通しを勘案して政令で定める期間とする。
 - ・ 特定跡地給付金の支給額は賃借料相当額（年間1千万円を限度）とする。

(2) 大規模跡地給付金の支給

- ◇ 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、県総合整備計画に基づく市街地としての計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者の負担の軽減を図るため、所有者が、土地の引渡日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、引渡日の翌日から3年を経過した日から大規模跡地給付金を支給する。
- ◇ 大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、土地の利用が可能となると見込まれる時期の見通しを勘案して政令で定める期間とする。
 - ・ 大規模跡地給付金の支給額は賃借料相当額（年間1千万円を限度）とする。

VII 駐留軍用地跡地利用協議会

- ☆ 沖縄担当大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣、沖縄県知事及び関係市町村の長は、必要があると認めるときは、駐留軍用地跡地ごとに、当該駐留軍用地跡地の利用の促進に関する国と地方公共団体との役割分担その他当該駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進に関し必要な事項について協議するため、駐留軍用地跡地利用協議会を組織することができる。
- ※ 特定跡地についても、必要があると認めるときは、協議により国の取組方針を定めることを可とする。

VIII 附則

- ・ 平成34年3月31日限りで失効。